

## 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案

〔「対応方針欄」 対応できるもの・・・①〕  
 対応できないもの・・・②〕

### ○日本創生のための将来世代応援知事同盟での共同提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	対応方針
1	<b>幼保連携型認定こども園における施設整備予算及び執行の一本化</b> (保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱等)  【内閣府、文部科学省、厚生労働省】	幼保連携型認定こども園について、給付費は内閣府に一本化しているにもかかわらず、施設整備に係る予算は、文部科学省と厚生労働省に分かれており、厚生労働省は市町村への直接補助、文部科学省は都道府県経由の間接補助となっている。 施設としては一体として運営されている中で、補助の申請等の手続きは二本立てとなっているため、事務を一本化する。	① 文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、対応できず、両省に協議がまたがる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。
2	<b>里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であることを明確に位置付け</b> (里親制度運営要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について)  【厚生労働省】	里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用」について位置づけ、児童の就学機会の確保や、また児童の処遇向上、里親委託推進を図る。	① 里親制度の運営については、里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成 28 年度中に明確化する。

○追加で共同提案を行ったもの

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	対応方針
3	<p><b>認定こども園（幼保連携型以外）の認定権限の中核市への移譲</b></p> <p>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>大阪府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 関西広域連合</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。</p>	<p>②</p>
4	<p><b>認定こども園に関する情報提供等の権限移譲</b></p> <p>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>大阪府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 堺市 関西広域連合</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。</p>	<p>①</p> <p>次に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の変更の届出等（29条）</li> <li>・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等（30条）</li> </ul>
5	<p><b>病児保育事業の補助要件の設定</b></p> <p>（子ども・子育て支援交付金交付要綱、病児保育事業実施要綱）</p> <p>【内閣府、厚生労働省】</p>	<p>兵庫県 滋賀県 和歌山県 徳島県 堺市</p>	<p>病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和する。</p>	<p>①</p> <p>「病児保育事業実施要綱」を改正し、平成29年度を目途に例外的に次の要件等を満たす事業の実施を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。等</li> </ul>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	対応方針
6	<b>病後・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和</b> (病児保育事業実施要綱) 【内閣府、厚生労働省】	徳島県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 堺市	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とする。	① 「病児保育事業実施要綱」を改正し、平成29年度を目途に例外的に次の要件等を満たす事業の実施を可能とする。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。等
7	<b>保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し</b> (児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) 【厚生労働省】	和歌山県 滋賀県 大阪府 兵庫県 鳥取県 徳島県 堺市	厚生労働省令において規定されている保育所の人員配置基準を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す。	②
8	<b>個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大</b> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【内閣府、総務省、厚生労働省】	東京都	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等を行う。	②

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	対応方針
9	<p>番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> <p>【内閣府、総務省、厚生労働省】</p>	栃木県	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるようにする。	②
10	<p>結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除</p> <p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則)</p> <p>【内閣府、総務省、厚生労働省】</p>	茨城県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	① 公費負担の申請時に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知。
11	<p>動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)</p> <p>(動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行規則)</p> <p>【環境省】</p>	関西広域連合 (共同提案) 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 大阪市	<p>自治体を実施している動物取扱責任者研修について、次のように見直す。</p> <p>①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。</p> <p>②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。</p>	① 動物取扱責任者研修については、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成し、あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、研修内容の在り方について検討し、平成31年度中に結論を得る。

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	対応方針
12	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるよう要件の緩和 (地方創生推進交付金に関する Q&A) 【内閣府】	兵庫県 滋賀県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 堺市	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和する。	① 地方創生推進交付金の申請要件については、連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に平成 29 年中に周知する。
13	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和 (地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱) 【農林水産省】	島根県 中国地方 知事会	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。 ・総合化事業計画と事業実施計画を一本化するか、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化 ・整備交付金において市町村が実施主体になることを可能にするなど要件の緩和	① 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域タイプ)については、当該事業において整備した機械を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」を平成 28 年度中に改正する。
14	国営土地改良造成施設の改築等申請の県経由の廃止 (土地改良法施行令) 【農林水産省】	茨城県 福島県 栃木県 群馬県	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、他目的使用等や、改築、追加工事等の申請をすることができる。その際の申請は、管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。 また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、同様であるが、これらについて都道府県を経由せず、直接国に申請等できるようにする。	① 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成 29 年度中に廃止する。

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	対応方針
15	<b>鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和</b> (鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領) <b>【農林水産省】</b>	京都府 滋賀県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする。	① 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が50%を超えても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。
16	<b>国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定</b> (指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱、「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について」等) <b>【総務省】</b>	全国市長会	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望できるように運用を改める。	① 国勢調査の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないように、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。